

令和4年9月9日

厚生労働省
労働基準局長 鈴木 英二郎 殿

一般社団法人日本開業保健師協会
会長 徳永 京子

産業保健助成金についての要望

新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の産業保健ニーズが変化しています。感染症予防や感染者発生時の対応、感染後の復職支援、メンタル支援、運動不足解消支援などの多岐に渡る課題に対して、産業保健の専門家への相談ニーズがあります。しかし、中小企業では、産業医や保健師を抱えているところは少なく、産業保健のための予算も十分ではないため、産業保健助成金を活用した取り組みが、大きな役割を果たしてきました。

しかし、独立行政法人労働者健康安全機構から、令和4年度産業保健助成金について、令和3年度助成金の応募の増大により、「厚生労働省において、令和4年度産業保健関係助成金の実施の可否について検討しております。検討の結果、実施しない場合もあり、また、実施する場合においても、前年度までと比較し、受付可能な申請件数の大幅な縮小となる可能性がありますので、あわせてご承知おきください。」という通達が出ています。

小規模事業所における、産業保健推進が進んできたところ、このような通達が出たため小規模事業所における産業保健活動の急激な冷え込みが懸念されるところです。しかし、助成金ビジネスによる、産業保健活動といえない活動も進んでいるという話も聞こえてきています。

そこで、日本開業保健師協会として、小規模事業所の従業員の健康推進のために、独自にインターネット上で調査をしました。実施結果(添付資料参照)を踏まえ、本会の要望をお伝えします。

要望内容

1. 助成金の継続と拡充

- ・小規模事業所における産業保健を推進すべく、助成金の継続を行うこと
- ・複数年度にわたって活用できることや複数事業所で活用できるようにすること
- ・助成金を拡充していく上で受け皿となる保健師事務所(仮称)のようなものを法的に位置づけ、全国で一定の品質を担保した産業保健の担い手を増やすこと

2. 助成金対象要件の厳格化

- ・保健師事務所(仮称)のような一定の質を担保した保健師の登録制を導入し、そのような保健師に小規模事業所がアクセスして依頼できるようにすること
- ・助成金対象の産業保健活動の内容の必須項目を決めておくこと
- ・助成金使途や保健師単価を決めておくこと
- ・実際に取り組む活動内容や活動工数、期待される成果を審査時に把握し、事後評価も必ず行うことで不正防止と産業保健活動の効果を高めること
- ・保健師に相談できる場の設置だけといった申請は対象から外すこと

3. 助成金事務業務を行う機関の設置

- ・新たな機関または日本開業保健師協会等の業界団体に委託して申請内容や実施結果の審査、評価を行うこと
- ・助成金事務業務を行う機関のための予算を確保すること
- ・助成金申請に対する事務処理を安定的に行えるようにすること

4. 検討会の設置

- ・有識者を集めた上で、産業保健助成金のあり方を継続的に検討すること
- ・小規模事業所や中小企業の産業保健の現状や課題について把握し、求められる産業保健助成金を継続的に検討すること